

配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱

令和4年6月1日付け滋畜第561号
最終改正 令和5年12月12日付け滋畜第794号
農政水産部長通知

(趣旨)

第1 知事は、配合飼料価格高騰によって生産者負担額が増加しているため、緊急的に負担増額に対する補助を行うことで、生産者の実質負担を軽減し、畜産経営への影響を緩和するために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 本事業における用語については、次のとおりとする。

- (1) 「交付対象期の直前2.5年間の基準輸入原料価格（以下「直前2.5年間の原料価格」という。）」とは、各四半期終了後の当該四半期の直前2.5年間に係る基準輸入原料価格（農林水産省より公表される価格）をいう。
- (2) 「交付対象期の直前期間の基準輸入原料価格（以下「直前期間の原料価格」という。）」とは、各四半期終了後の当該四半期の直前から令和元年度同期までの期間に係る基準輸入原料価格をいう。

(交付対象期間、事業実施主体および交付対象者)

第3 本事業の事業実施主体、補助対象となる経費および交付金額等は、別表1および2のとおりとする。

(交付金の交付要件)

- 第4 交付金の交付は、配合飼料価格安定制度の補てんが発動している場合または国による配合飼料価格高騰緊急特別対策が実施される場合であって、かつ「直前2.5年間の原料価格」が「直前期間の原料価格」を上回った場合に行うものとする。
- 2 支援対象数量は、滋賀県内における購入数量または配合飼料価格安定制度の契約数量のいずれか少ない数量とする。
 - 3 交付対象者の要件は、別表2のとおりとする。

(事業実施計画の申請)

- 第5 事業実施主体は、事業を実施するに当たって事業計画承認申請書（別記様式第1号）を提出し、知事の承認を得るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず知事は、あらかじめ承認が必要でないとするものについては、事業計画承認申請書の提出を省略させ、補助金交付申請書をもって事業計画の承認をすることができる。

(交付申請)

第6 規則第3条に規定する補助金交付申請書の提出部数、提出期日および添付書類は次のとおりとする。

- (1) 提出部数：1部
- (2) 提出期日：別に定める日
- (3) 添付書類：交付申請書（別記様式第3号）、事業計画書および収支予算書（別記様式第4号）

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(事業変更申請)

第7 事業実施主体は、規則第4条の規定による補助金の交付決定を受けた後に、規則第3条の規定により提出した書類の記載事項について、次の各号に掲げる変更を加えようとする時は、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第6号）1部を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止または廃止
- (2) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (3) 交付決定額の30%を超える事業費の減

2 知事は、前項の変更承認をする場合、必要があると認める時は、当該申請書にかかる事項について、変更を指示することができる。

(概算払請求)

第8 事業実施主体は、規則第15条に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書（別記様式第7号）によるものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条に規定する補助事業実績報告書（別記様式第8号）の提出部数、提出期日および添付書類は次のとおりとする。

- (1) 提出部数：1部
- (2) 提出期日
事業完了後30日以内または事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (3) 添付書類
事業実績書および収支精算書（別記様式第4号）

制度加入者に補助金を支払ったことが確認できる書類の写し

2 第6の第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、

これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(標準事務処理期間)

第10 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があった時は、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(帳簿等の整備保管)

第11 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿および関係書類を整備保管するものとする。なお、その保存期間は、5年間とする。

(補助金の返還等)

第12 規則第17条に定めるもののほか、第6の第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第9の規定による実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除税額報告書(様式第9号)により、速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第13 補助事業者は、第5の規定に基づく事業実施計画の申請、第6の規定に基づく交付申請、第7の規定に基づく事業変更申請、第8の規定に基づく概算払請求、第9の規定に基づく実績報告、第12の規定に基づく消費税等仕入控除税額報告書については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度分の補助金に限り適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金に限り適用する。

付 則

この要綱は、令和5年12月12日から施行し、令和5年度第1四半期から第3四半期の

補助金に限り適用する。

別表1（第3関係）交付対象期間、事業実施主体および交付対象者

事業	交付対象期間	事業実施主体	交付対象者
1 価格高騰対策支援金	令和4年度の第4四半期から令和5年度の第3四半期までとする 令和4年度 第4四半期：1月～3月分 令和5年度 第1四半期：4月～6月分 第2四半期：7月～9月分 第3四半期：10月～12月分	一般社団法人滋賀県配合飼料価格安定基金協会、各農業協同組合、山平株式会社、JA西日本くみあい飼料株式会社	配合飼料価格安定制度の加入畜産農家であり、生産コスト削減や自給飼料生産拡大などにつながる取組を行う者
2 支援金運営事務費			

別表2（第3、4関係）交付単価、交付金額

事業	補助内容および交付単価	交付金額
1 価格高騰対策支援金	配合飼料価格高騰によって生産者負担額が増加しているため、生産者の実質負担を軽減し、畜産経営への影響を緩和するために要する経費の一部を補助する。 交付単価は「交付対象期の直前2.5年間の基準輸入原料価格」と「交付対象期の直前期間の基準輸入原料価格」の差額の95%から国の支援額を差し引き、1/2以内とする。	定額 交付対象期の交付単価に支援金対象数量（滋賀県内における購入数量または配合飼料価格安定制度の契約数量のいずれか低い数量）を乗じた額
2 支援金運営事務費	事業実施主体が、補助対象者へ補助金を支払うために必要な経費の一部。	定額 交付対象者1件当たり660円

(別記様式第1号)

配合飼料価格高騰対策緊急支援事業 計画承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者

(発行責任者) 氏名 _____

(担当者) 氏名 _____

(電話番号) _____

配合飼料価格高騰対策緊急支援事業を実施したいので、配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第5の規定により関係書類を添えて申請します。

添付資料：別記様式第2号

注) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

(別記様式第2号)

四半期別配合飼料契約数量

事業実施主体名 _____

畜種	加入者名	第4四半期 契約数量(kg)	第1四半期 契約数量(kg)	第2四半期 契約数量(kg)	第3四半期 契約数量(kg)
乳用牛					
計					
肉用牛					
計					
酪肉複合					
計					
豚					
計					
採卵鶏					
計					
肉用鶏					
計					
その他 ()					
計					
合計					

注1) 全国団体からの畜種別の数量通知等の写しを添付

注2) その他の括弧内には、具体的な畜種を記載

(別記様式第3号)

配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金 交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者

(発行責任者) 氏名 _____

(担当者) 氏名 _____

(電話番号) _____

令和5年度において配合飼料価格高騰対策緊急支援事業について、 円
を交付されるよう、配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第6の規定に
より、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当す
る事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部ま
たは一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

注) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

(別記様式第4号)

配合飼料価格高騰対策緊急支援事業
事業計画書(事業実績書)および収支予算書(収支精算書)

1 事業の目的

2 事業の効果

3 事業計画(事業実績)

(1) 事業の内容

別記様式第5-1号および第5-2号のとおり

(2) 経費の配分

[単位:円]

区分	補助事業に要する (要した)経費	経費区分		備考
		県費補助金	自己資金	
1 価格高騰対策 支援金				
2 支援金運営事 務費				
計				

4 事業の着手および完了予定年月日

着手年月日: 年 月 日

完了(予定)年月日: 年 月 日

5 収支予算書(収支精算書)

(1) 収入の部

[単位:円]

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
県費補助金					
自己資金					
計					

(2) 支出の部

[単位：円]

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
配合飼料価格高騰対策 緊急支援事業					
計					

注)
変更
のあ
る場
合は
前後
の金

額を2段書きで記入し、変更前の金額を括弧書きで記入

(別記様式第5-1号)

事業実施主体:

取組計画の詳細

畜種	加入者名	第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期		
		交付金単価		円/kg	交付金単価		円/kg	交付金単価		円/kg	交付金単価		円/kg
		契約数量(kg)	実績数量(kg)	交付金額(円)	契約数量(kg)	実績数量(kg)	交付金額(円)	契約数量(kg)	実績数量(kg)	交付金額(円)	契約数量(kg)	実績数量(kg)	交付金額(円)
乳用牛				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
肉用牛				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
酪肉複合経営				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
豚				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
採卵鶏				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
肉用鶏				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
複数畜種経営体				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他()				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
				0		0			0			0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注)その他の括弧内には、具体的畜種を記載すること

注)交付金額は、1円未満を切り捨て

事業実施主体:

加入者名	【生産コスト削減や自給飼料生産拡大などにつながる取組（5項目以上選択(うち●を1項目以上含むこと)）】													の等に 削減による 労働時間 短縮		
	● 飼料 設計 改善	● 飼料 設計 改善	● 飼料 設計 改善	● 飼料 設計 改善	● 飼料 設計 改善	● 飼料 設計 改善	● 飼料 設計 改善	● 飼料 設計 改善	● 飼料 設計 改善	● 飼料 設計 改善	● 飼料 設計 改善	● 飼料 設計 改善	● 飼料 設計 改善			

注1 国産高栄養素粗飼料とは、青刈りとうもろこし、アルファルファ等をいう。
 注2 副産物収入とは、堆肥販売、和牛登録料の活用等をいう。

(別記様式第6号)

配合飼料価格高騰対策緊急支援事業 変更承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者

(発行責任者) 氏名

(担当者) 氏名

(電話番号)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった配合飼料価格高騰対策緊急支援事業の実施について、下記の理由により事業の内容および経費の配分を変更したいので、承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

(1) 事業の内容

別記様式第5-1号および第5-2号のとおり

(2) 経費の配分

[単位：円]

区 分	補助事業に 要する経費	経費区分		備考
		県費補助金	自己資金	
1 価格高騰対策 支援金				
2 支援金運営事 務費				

4 事業の着手および完了予定年月日

着 手 年 月 日： 年 月 日

完 了 予 定 年 月 日： 年 月 日

5 収支予算書

(1) 収入の部

[単位：円]

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県費補助金					
自己資金					
計					

(2) 支出の部

[単位：円]

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
配合飼料価格高騰対策 緊急支援事業					
計					

注1) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

注2) 変更前後の金額を2段書きで記入し、変更前の金額を括弧書きで記入

(別記様式第7号)

配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金 概算払請求書

番
年 月 号
日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者

(発行責任者) 氏名 _____

(担当者) 氏名 _____

(電話番号) _____

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった配合飼料価格高騰対策緊急支援事業について、配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第8の規定により、下記のとおり金 円を概算払により交付されるよう請求します。

記

交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額③		残額 ① -(②+③)		事業完了予定 年月日
	金額	金額	〇月〇日まで 予定出来高	金額	〇月〇日まで 予定出来高	
円	円	円	%	円	%	

注) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

注) 請求額は、1円未満を切り捨て

(別記様式第8号)

配合飼料価格高騰対策緊急支援事業 実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者氏名

(発行責任者) 氏名 _____

(担当者) 氏名 _____

(電話番号) _____

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった配合飼料価格高騰対策緊急支援事業について、事業が完了したので、配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第9の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

注) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

(別記様式第9号)

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

(事業実施主体)

住所

名称

代表者氏名

(発行責任者) 氏名 _____

(担当者) 氏名 _____

(電話番号) _____

消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった配合飼料価格高騰対策緊急支援事業について、配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第12の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定通知額	金	円
2 実績報告時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円